

第5回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和6年10月25日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第5回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和6年10月25日

1	専門部会報告資料	
(1)	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	1
(2)	愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金の改正決定に関する報告書	3
(3)	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書	5
(4)	愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に 関する報告書	7
2	答申文	
(1)	愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金の改正決定について（答申）（写）	9
(2)	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	11
(3)	愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業の改正決定について （答申）（写）	13
3	専門部会の結論	
(1)	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定にかかる 「専門部会の結論」	15

令和6年10月21日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金
専門部会
部会長 森本 明宏

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月4日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	園田 雅江
	武井 奈保子
	森本 明宏
労働者代表委員	白石 浩司
	西 貴志
	三好 謙一郎
使用者代表委員	丹沢 寛雄
	出島 良仁
	森川 隆

別紙

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でパルプ製造業又は紙製造業(機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業及び建材原紙製造業を除く。以下同じ。)及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がパルプ製造業又は紙製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務

ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,050円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日指定

令和6年10月16日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県はん用機械器具、生産用機械
器具、業務用機械器具製造業最低賃金
専門部会
部会長 武井 奈保子

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月4日、愛媛地方最低賃金審議会において付託され
た愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改
正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結果となったので報
告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	井上 雄基
	園田 雅江
	武井 奈保子
労働者代表委員	立石 則和
	寺田 淳泰
	吉川 亮
使用者代表委員	井上 広光
	河野 正幸
	西岡 圭

別紙

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務

ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,049円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日指定

令和6年10月17日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 宮谷 しのぶ

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月4日愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	武井 奈保子 宮谷 しのぶ 森本 明宏
労働者代表委員	熊野 靖和 上甲 章史 竹箇平 貴隆
使用者代表委員	阿部 幸弘 河端 和行 増田 和俊

別紙

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域
愛媛県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次の業務に主として従事する者
イ 清掃又は片付けの業務
ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務
ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,038円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和6年12月25日指定

令和6年10月21日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県船舶製造・修理業，船用機関
製造業最低賃金専門部会
部会長 井上 雄基

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月4日愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結果となったので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	井上 雄基
	園田 雅江
	宮谷 しのぶ
労働者代表委員	竹本 良賢
	濱田 英吉
	渡部 崇
使用者代表委員	小池 久志
	西谷 亮彦
	山田 啓司

別紙

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務

ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日指定



愛媛賃審発第 2522 号
令和 6 年 10 月 16 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

**愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）**

当審議会は、令和 6 年 9 月 4 日付け愛媛労発基 0904 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、
検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務

ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,049円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日指定



愛媛賃審発第 2523 号
令和 6 年 10 月 17 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 9 月 4 日付け愛媛労発基 0904 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,038円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日指定



愛媛賃審発第 2524 号
令和 6 年 10 月 21 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に
ついて（答申）

当審議会は、令和 6 年 9 月 4 日付け愛媛労発基 0904 第 1 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務

ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日指定

専門部会の結論

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金

- 1 時間額 1, 0 5 0 円
 (引上げ額 4 4 円)
 (引上げ率 4. 3 7 %)

- 2 最低賃金に算入しないもの
 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 3 効力発生日
 令和6年12月25日指定

